

弘前市立石川小・中学校備品整備等業務公募型プロポーザル募集要項

【留意事項】

本業務は令和6年度予算の承認を前提としており、予算が減額された場合はその予算の範囲で内容を変更して契約し、予算の承認が得られなかった場合は、本プロポーザルで優先交渉権者を選定したことに止まり契約を締結しませんので、あらかじめ御了承願います。

なお、このことに伴い、プロポーザル参加者又は契約候補者において損害が生じた場合にあっても、市ではその損害について一切負担しません。

1. 事業の趣旨

本プロポーザルは、弘前市立石川小・中学校の施設一体型整備にあたり、弘前市の「教育自立圏」構想や「弘前市立石川小・中学校等複合施設設計方針」の内容を踏まえ、限られた予算の中でより良い児童・生徒の教育環境や教職員の職場環境を実現するため、令和6年8月から利用開始予定の弘前市立石川小・中学校で成長途中にある9か年の児童・生徒が一同に使用する備品等の選定・調達・レイアウトの提案・納入について、民間ノウハウを最大限に活用する手法として、一体的な企画提案を求め、最も適当と判断される事業者を選定することを目的とするものであり、特定された優先交渉権者と業務内容等の詳細協議を行い、合意に至った場合に事業実施に関する協定を締結し、納入品が確定後に契約を締結します。

契約金額等については、受託者の見積もり等をもとに予算の範囲において決定します。

2. 業務の概要

(1)業務名 弘前市立石川小・中学校備品整備等業務

(2)対象施設

弘前市立石川小・中学校

(弘前市大字石川字庄司川添 19-1)

※別添平面図参照

(3)業務内容

別添「要求水準書」のとおり。

(4)業務期間 契約締結日の翌日から令和6年8月23日まで

(5)提案上限金額 25,081千円（消費税及び地方消費税を含む）

※プロポーザル上の設定額であり、予算額ではありません。

※プロポーザル対象外の備品・什器類を除く。

3. 事業スケジュール

日にち	内 容
令和5年 12月21日(木)	募集要項の閲覧・配布・ホームページ公開開始 質問書受付開始
令和6年 1月4日(木)	質問書提出期限 ※17時まで
1月9日(火) [予定]	質問書への回答
1月15日(月)	参加申込期限 ※17時まで
1月19日(金) [予定]	参加資格確認通知・企画提案書提出要請
2月9日(金)	企画提案書提出期限 ※17時まで
2月19日(月) [予定]	プレゼンテーションの案内通知 ※応募者が5者を超える場合は、書類審査結果通知
2月26日(月)頃 [予定]	企画提案書のプレゼンテーション
2月29日(木) [予定]	審査結果の通知
3月中旬 [予定]	事業実施協定締結
4月中旬 [予定]	契約締結、業務開始

4. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者になろうとする者）は、次に掲げる事項をすべて満たす者でなければなりません。

- (1) 弘前市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 市内に本店又は支社等の企業活動拠点が存在し、業務の円滑な遂行が行えること。
- (3) 弘前市建設業者等指名停止要領による指名停止要件に該当しないこと（公示日現在から優先交渉権者特定の日まで）
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。

5. 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

令和5年12月21日（木）から令和6年1月4日(木)の午後5時まで。

※持参の場合は土曜日、日曜日を除く午前8時30分から午後5時まで。

郵送の場合は必着。

(2)提出方法

様式 1 質問書を、最終ページの提出先へ持参、郵送、ファクス又は電子メールにより送付してください。

質問書の受付の確認は、必要に応じ質問者において行ってください。

(3)回答方法

質問書への回答は、市のホームページに掲載します。ただし、質問及び回答内容が質問者の利益等を害するおそれがあるものについては、質問者へ直接ファクスまたは電子メールで回答します。

6. 参加申込

応募者は、下記により必要書類を提出してください。

(1)受付期間

令和5年12月21日(木)から令和6年1月15日(月)の午後5時まで。

※持参の場合は土曜日、日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで。

郵送の場合は必着。

(2)提出書類

①様式 2 参加意思表明書

②様式 2-1 会社概要

(3)提出方法

最終ページの提出先へ持参または郵送してください。

参加申込書の受付の確認は、必要に応じ応募者において行ってください。

(4)参加資格確認の通知

参加資格確認の結果は、応募者にファクス等により通知します。

7. 企画提案書等の作成・提出

(1)受付期間

企画提案書提出要請後～令和6年2月9日(金)の午後5時まで

※持参の場合は土曜日、日曜日を除く午前8時30分から午後5時まで。

郵送の場合は必着。

(2)提出書類及び部数

①様式 3 企画提案提出書

②企画提案書

③レイアウト提案書

④什器・備品類の一覧

⑤見積書

※企画提案書等の記載内容は、企画提案書等作成要領において提示します。

(3)提出部数

- ①、⑤…原本 1 部
- ②～④…原本 1 部、副本 10 部

(4)提出方法

最終ページの提出先へ持参または郵送してください。
企画提案書の受付の確認は、必要に応じ応募者において行ってください。

8. 提案にあたっての留意事項

(1)次の事項に該当する場合は、失格とします。

- ①参加資格要件を満たしていない場合
- ②提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③募集要項等で示す提出期限、提出場所、提出方法、その他留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑤見積書の金額が提案上限額を超過した場合

(2)企画提案書において、複数のプランを提案することはできません。

9. 審査及び優先交渉権者の特定

(1)審査方法

審査は、弘前市立石川小・中学校備品整備等業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングの内容について、別添「弘前市立石川小・中学校備品整備等業務公募型プロポーザル審査基準」に基づき審査します

(2)書類審査

応募者が 5 者を超える場合、提出された企画提案書について書類審査を行い、概ね 5 者を選定します。

(3)プレゼンテーション

①日程及び実施場所

対象者に別途通知します。

応募者が 1 者のみの場合でも実施します。

②実施方法

- ・ヒアリングは、参加意思表明書の受付順に応募者名を伏せて行います。
- ・提案内容の説明を 20 分以内、質疑を 10 分以内とします。ただし、質疑が時間内に終了しなければ、時間を延長することもあります。
- ・説明は、提出書類のみにて行うものとし、資料の追加や OA 機器を使用することはできません。

(4)審査結果の通知及び公表

- ①審査結果は、審査を実施した応募者全員に対し、合否及び応募者の評価点を文

書で通知するとともに、市のホームページで優先交渉権者名とその評価点、次点となった応募者名を公表します。

- ②優先交渉権者にならなかった応募者は、その理由について通知日の翌日から起算して7日以内に説明を求めることができます。

10. 契約に向けた協議

- (1)優先交渉権者は、企画提案書の内容に基づき、事業実施協定や契約に向けた諸条件について本市と詳細協議を進めるものとします。この協議は、優先交渉権者が行った提案の範囲内で行うものとし、協議の結果に基づき見積書の提出等を求めますが、この場合の費用は優先交渉権者の負担とします。
- (2)優先交渉権者との協議が整わない場合は、次点となった応募者と協議を行います。

11. その他

- (1)提出期限後の書類の差し替え、再提出はできません。
- (2)提出書類は返却しません。また、市は事業者特定以外の目的では提出書類を使用しません。
- (3)企画提案書の著作権等については、次のとおり取り扱います。
 - ・企画提案書の著作権は、その企画提案書を作成した応募者に帰属しますが、契約を締結し、応募者が受託者となった場合は、その著作権は市に帰属するものとします。
 - ・本プロポーザルの手続きや事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部または一部の複製等を行うことができるものとします。
 - ・提出された企画提案書等について、弘前市情報公開条例（平成18年弘前市条例第19号）の規定による請求があった場合は、その企画提案書等を作成した応募者に対し、意見書を提出する機会を与えるものとします。なお、優先交渉権者の特定前において、特定に影響がでるおそれがある情報については特定後の開示とします。
- (4)提出書類に虚偽の記載をした場合は、本プロポーザルの失格とともに指名停止措置を行うことがあります。
- (5)提出書類の作成、提出等の応募に関する一切の費用は、応募者の負担とします。
- (6)プロポーザルを公正に執行することができないなどの重大な事態となった場合には、募集内容の変更またはプロポーザルの延期もしくは中止する場合があります。その際に応募者が損害を受けた場合においても、市は賠償責任を負いません。
- (7)提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている、意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法などを使用した結果生じる責任は、応募者が負うものとします。
- (8)参加意思表明書を提出した後に応募を辞退する場合は、書面（任意様式）で届け

出てください。

12. 各書類の提出先

〒036-1393 弘前市大字賀田一丁目 1-1

弘前市教育委員会学務健康課 担当 大澤

電話 0172(82)1643 ファクス 0172(82)5899

電子メール gakumukenko@city.hirosaki.lg.jp